

財務省告示第三百一十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十年九月二十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十年十月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第五百  
回）  
二 発行の根拠  
平成二十年の公債の発  
行の特例に関する法律（平成二  
十年法律第二十四号）第二条第  
一項並びに特別会計に関する法

三 振替法の適  
用等  
法律（平成十九年法律第二十三号）  
第四十六条第一項及び第六十二  
条第一項  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした







十四 初期利子

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

$$\frac{\text{償還金額} \times 21 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子以後

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支所

毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成四十年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

二十 十九

払込期日 者 入札参加

平成二十年九月二十四日 財務大臣から通知を受けた者